

大阪府で働く

# 臨時教職員のみなさんへ

「働く条件」の  
改善

正規採用へ  
希望する  
全員の雇用確保

いっしょに  
力を合わせ  
まっすぐに





# 要求・願い 実現へ

「働く条件の改善」「希望する全員の雇用保障」「経験ある臨時教職員の正規採用」——大阪教職員組合（大教組）は、学校現場で働く臨時教職員の要求実現をめざし、取り組みをすすめています。

## 力を合わせて働く条件の改善を あなたも大教組へ



臨時であっても子どもや父母からみれば正規と同じ「先生」。正規教員と同等の職責が求められているのに、労働条件・待遇は劣悪で常に雇用不安を抱えています。教育活動に「臨時」はありません。大教組と大教組臨時教職員部は、みなさんと力を合わせ、待遇改善を求めて運動を進めています。

### 2018年度 大阪府 教育委員会に対する 主な要求内容

- ① 臨時教職員の賃金の大幅改善を。
- ② 希望する臨時教職員の雇用保障を。
- ③ パワハラが行われないように指導を徹底すること。
- ④ 非常勤講師の賃金・待遇改善を。

2015年3月末から次の任用が決まっている常勤講師については若干の失業期間があっても社会保険が適用されるようになりました。長年、組合が要求してきた成果です。

## みんなで要求・願いを実現しよう



大教組臨時教職員部  
松田部長

大阪には非常にたくさんの臨時教職員がいます。同じように働いているのに給料は低く、生活が苦しい不安。いつから、いつまで働けるのか、雇用期間への不安。採用試験や職場での悩みを抱えておられる方も多いのではないのでしょうか？大教組臨時教職員部では不安、悩みの相談、解消をはじめ、雇用条件の改善も求めています。「ひとり」では難しくても、たくさん集まれば要求実現の力になります。常勤講師の任用に際して、仕事があるのに、任用を切る制度（「空白の一日」）の問題も交渉を通じて解消されようとしています。ぜひ、一緒に力をあわせ要求を実現しましょう。



# めざそう!! 仲間とともに「正規採用」へ

## —「教員採用試験学習会(めざとも)」—

「担任業務が忙しくて、採用試験の勉強は後回し」「正規と同様に勤務し、学校の教育を支えているのに、なぜか不合格」「面接で、どんな風に受けこたえたら」…。みなさんの正規教員になりたいという願いを応援するために「めざとも」がはじまりました。毎年たくさんの参加者があり、大きな期待が寄せられています。

(大教組は、現場での講師経験を考慮した教員採用選考となるよう、運動しています。)



### 《「めざとも」参加者の声》～前回の参加者感想より～

エントリーシートは「相手の読みやすさ」や「自己PRも入れて書く」と、具体的に教えてもらえてよかったです。

現役の教員の方や同じ受講者の方からたくさん意見をいただきとても参考になりました。

同じ立場や思いを持っている人と交流することで、また頑張ろうと思えました。

面接練習がとても実践的で、緊張感を持ってできました。繰り返し練習することの大切さがわかりました。

講師経験をされた先生からの合格体験談からは、準備しておくことの大切さに改めて気付かされました。とても貴重な機会でした。



大教組は  
**学ぶ・つながる**  
とくくみを  
**大切**  
にしています



▲青年フェスタ 交流会と学習会



▲教育のつどい大阪2018  
「外国語教育」分科会



▲全国臨時教職員学習交流  
集会in大阪



▲4月学習会「せんせのがっこ」

## ぜひご参加ください



chapter  
**1**

# 臨時教職員とは？ 常勤って？ 非常勤って？

	職名	法的位置づけ	雇用形態や期間
常勤の場合	臨時的任用職員 期限付講師、臨時講師（病休・休職等の代替教員）、臨時主事・技師（病休・休職等の代替職員を含む）	地公法第22条2項	雇用は6ヶ月を超えない期間。病気休暇代替は本務者の休業期間（ただし原則、学期雇用）。
	産休・育休代替の臨時講師、臨時主事、技師、養護助教諭	「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」 「地方公務員の育児休業等に関する法律」	雇用は、産休・育休期間で、常勤。4ヶ月以上の教員の育休には3日以上の事務引き継ぎ日が加算。
非常勤の場合	非常勤講師※1	地公法第3条3項3号	1年を超えない範囲での任用期間。

- 従前は期限付講師の年度当初発令は4月5日とされ、通勤手当などの諸手当の4月分が支給されませんでした。が、91年度末より以下の通り改正されました。
  - ◆定数内期限付講師の任用期間
    - 4月1日～9月30日(採用時)
    - 10月1日～3月30日(更新分)
  - ◆翌年度、再採用される場合 発令は、4月1日付  
なお、本人が希望すれば、後期の任用は3月31日までとすることが可能です。しかし、その場合の再発令は4月1日付とはなりません。
- 病気休職に伴う代替の期限付講師については、学期雇用を原則としつつ、府教委に「学校の実情を考慮する」ことを言明させ、長期休業中の任用継続を可能にしています。
- 実習教員や寄宿舎教員の介護休暇代替や体育実技軽減代替等（産・育休代替は含まない）については、非常勤補助員（臨時職員、学期ごとの雇用）とされています。
- 2015年3月末より次の任用が決まっている常勤講師については社会保険の適用が継続されるようになりました。
- 育児休業に伴う引き継ぎ日については、本務者の育児休業が終了し、本務者が復帰するに際し、3日以内の代替教員の任用期間の延長が認められています（育休期間〈産休から引き続く場合は産休期間も含む〉が4月以内の場合は除く）。復帰時が、学期末の場合は1週間以内、学年末（最高学年担当者は2月を含む）の場合は2週間以内で代替教員の任用延長が認められます。
- 賃金・休暇・勤務時間等については、労働契約時に管理職から必ず説明を受けましょう（管理職には説明義務があります）。非常勤講師については、「労働条件の明示書」で雇用契約の内容が各人に明示されています。
- 介護休暇、産・育休などに代替配置される講師の任用期間について、大阪府教育委員会は「原則として任用事由の存続している範囲内での任用」であるとしていますが、任用期間中で任用事由が消滅したケースであっても辞令どおりの任用を個別に保障させています。

※1 非常勤職員は、「地公法及び地方自治法の一部改正」に伴い2020年4月1日より「会計年度任用職員」となります。大教組は引き続き、臨時教職員の勤務労働条件の改善にとりくみます。

chapter  
**2**

# 賃金・諸手当はどうなってるの？

## 1. 臨時的任用職員

- 大阪の各給料表の初任給上限は以下の通りです。
  - 初任給基準
    - 義務制……………小中学校教育職給料表
    - 高校・障害児学校……高等学校等教育職給料表
    - 大学卒……1級25号 短大卒……1級15号
- 任用期間中、昇給はありません。給料は新しく採用される度に経験年数換算表によって経験年数を換算し初任給基準に号給の加算調整が行われます。例えば、国家公務員、地方公務員や教員としての前歴経験がある場合は10割の換算率で、12ヶ月で4号とみて初任給に加算します。

**「給料」= 給料月額 + 教職調整額**

●各給料表の現行上限額

高等学校等給料表	329,000円
小・中学校給料表	310,900円
行政職(一)	226,000円
医療職(二)	278,700円

- ※2006年4月から、各給料表2万円以上の大幅改善を実現しました。
- ※2013年度の賃金確定闘争の成果として上限額の引き上げを勝ち取りました。





●諸手当・一時金は基本的に正規職員と同等の扱いです。

諸手当には教職調整額、地域手当、教員特別手当、扶養手当、期末・勤勉手当、住居手当、通勤手当などがあります。扶養手当、住居手当、通勤手当は届出をしないと支給されませんので、事実が生じた場合はすぐに届出を。

●通勤手当(住居から勤務地まで片道2km以上ある場合に支給)

◆交通機関利用者……6ヶ月定期代を年2回(4月と10月)支給

◆交通用具利用者……距離に応じて手当を支給

●旅費(交通費等が支給されます)

公務で出張、研修等に参加した場合、交通費が支給されます。

●住居手当

借家・借間の場合………最高支給限度額27,000円  
持家の場合 ………廃止(2012.1月～)

家賃月額23,000円以下の者  
……………(家賃月額)－12,000円  
家賃月額23,000円を超える者

…11,000円+(家賃月額－23,000円)÷2

大教組は  
こう考えています

2015年4月から、月途中の採用の臨時的任用職員(常勤講師等の教育職に限る)にも、通勤手当が日割で支給されるようになりました。他の諸手当も同様に支給されるように要求しています。

●期末・勤勉手当(一時金)

期末手当  
=(「給料」+扶養手当+地域手当)×支給割合

勤勉手当  
=(「給料」+地域手当)×支給割合

基準日に在籍している臨時的任用職員には正規職員と同様に在職期間に応じて支給されます。(基準日前1ヶ月以内に退職した者も含まれます)

(基準日) 夏季手当…6月1日 年末手当…12月1日

	支給日	期末手当	勤勉手当	合計
夏季手当	7月 1日	1.3月	0.925月	2.225月
年末手当	12月10日	1.3月	0.925月	2.275月
合計		2.6月	1.85月	4.45月



①期末手当の在職期間の計算

在職期間	6月(夏季)			12月(年末)		
	支給割合(月)	在職割合	支給率(月)	支給割合(月)	在職割合	支給率(月)
6ヶ月	1.3	100/100	1.3	1.3	100/100	1.3
5ヶ月以上6ヶ月未満	1.3	80/100	1.04	1.3	80/100	1.04
3ヶ月以上5ヶ月未満	1.3	60/100	0.78	1.3	60/100	0.78
3ヶ月未満	1.3	30/100	0.39	1.3	30/100	0.39

②勤勉手当の勤務期間の計算 ※

勤務期間	支給割合(月)	勤務割合	支給率(月)
6ヶ月	0.925	100/100	0.925
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	//	95/100	0.87875
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	//	90/100	0.8325
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	//	80/100	0.74
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	//	70/100	0.6475
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	//	60/100	0.555
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	//	50/100	0.4625
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	//	40/100	0.37
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	//	30/100	0.2775
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	//	20/100	0.185
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	//	15/100	0.13875
15日以上1ヶ月未満	//	10/100	0.0925
15日未満	//	5/100	0.04625

※月によって期間を計算するときは、民法第143条によって行う。  
例えば、5月10日から6月9日まで、7月31日から8月30日までを1ヶ月とみます。  
1ヶ月に満たない期間が2つ以上あるときは、合算して30日を1ヶ月とみます。



## ●退職手当

### 1) 一般の退職手当

退職(任用期間の満了)に際しては退職手当が支給されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額(退職日給料月額)} \times \text{支給率(退職理由・勤続年数別)}$$

引き続き6ヶ月以上勤務した臨時的任用職員に支給されます。(退職手当条例第3条適用)

支給率……退職事由が期限満了の場合は給与月額  
0.87ヶ月分  
退職事由が自己都合の時は0.522ヶ月分

### 2) 失業者の退職手当

退職手当条例第11条の規定にもとづき支給されます。

#### ① 受給資格

- ・ 勤続期間が12ヶ月以上あること
- ・ 退職日の翌日から1年以内で、失業していること
- ・ 一般の退職手当の額が、雇用保険法が適用されると仮定した場合の「基本手当」の総支給額に満たないこと

・ 待機日数を超過して失業していること

※待機日数=[受給した一般の退職手当額]÷[雇用保険の基本手当日額]

#### ② 支給される額

支給額=[雇用保険の基本手当日額]×[失業日数]

※失業日数=[基本手当の所定給付日数(90日)]-[待機日数]

#### ③ 支給される時期

最寄りの公共職業安定所で失業の証明を受けた翌月に支給

### 3) 雇用保険

#### ① 加入資格

・ 勤続期間が31日以上6月未満

#### ② 受給資格

・ 離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること

## 2. 非常勤講師

●賃金……授業1時間あたり2,860円

※試験問題作成、補習、打ち合わせなども授業に準じるものとして扱われます。

※2013年度賃金確定闘争の中で、賃金引き上げをかち取りました。

●交通費……時間割変更・行事等により勤務曜日以外に出勤した場合も支給(2015年4月～)

●非常勤講師には諸手当・一時金は支給されません。

●非常勤講師には退職手当は支給されません。

●支給日……翌月の10日

大教組は  
こう考えています

非常勤講師の賃金は09年度～、月額報酬が廃止され1時間あたりの報酬に変更されました。大教組は制度を元に戻すこと、さらに非常勤講師にも労働実態に応じて一時金を支給するなど、抜本的な賃金改善を要求しています。

## 3

## 保険や年金はどうなってるの？

### 1. 臨時的任用職員

●社会保険等……全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌保険・厚生年金に加入します。

任用期間が2ヶ月を超える場合は任用初日から加入します。当初の任用期間が2ヶ月以内の者が1ヶ月を超える更新をすることになった場合は更新日以降に加入します。2ヶ月未満の任用期間の場合は、国民健康保険に加入するか、扶養家族となって家族の健康保険に入ります。

※月途中で任用がされる臨時的任用の場合、その月の厚生年金掛け金は給与から支払われていません。

※協会けんぽ管掌健康保険の加入者は、任用が切れた時、20日以内に手続きを行うことで(失業中も)2年間の任意継続が可能です。

●雇用保険……任用期間にかかわらず、任用の当初から加入しません。

●公立学校共済組合への加入(任用が12ヶ月を超える場合)勤務日が18日以上ある月が引き続いて12月を超える場合に、13月目の初日から加入資格を取得します。

●災害補償……公務災害、通勤災害が適用されます。



## 2. 非常勤講師

- **社会保険等**……非常勤講師には社会保険が適用されません。国民健康保険・国民年金等への加入手続きが必要となります。扶養家族になって、家族の健康保険に入ることできます。
- **災害補償**……労災保険が適用されます。



# 4

## 年休や休暇はどうなってるの？

### 1. 臨時的任用職員

**年次休暇**……1年間につき20日  $20日 \times (\text{任用期間の日数}) / 365$  (端数切り捨て)

(ただし、ほとんどの方は365日-1日となるため19日となる)

1年以上勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で、前年度の年休未消化日数を繰り越すことができます。

**病気休暇**……1日目(時間単位も含む)から診断書の提出が義務化される。

任用期間内なら90日間の長期の病気休暇の取得が可能(代替者も配置される)

**特別休暇** 臨時的任用職員のみ適用されます。主なものとして

**服喪休暇**……父母・配偶者、子が死亡した場合7日。

**結婚休暇**……結婚前1週間から結婚後6ヶ月までの間で、連続5日以内(週休日、休日を含む)。

**夏期特別休暇**……7月1日～9月30日までの間で5日。7月～9月の途中で任用が切れる時は、 $[7月1日からの任用期間] \div 18$  (端数切り捨て)

**子どもの看護休暇**……年5日。中学校就学までの子の負傷・疾病の看護。時間単位でも取れる。子どもが複数いる場合は年10日

**妻の出産休暇**……2日間。妻の出産に係る入院等の日から出産後2週間以内。日または時間

**男性職員の育児参加のための休暇**……5日間。妻の出産前8週・産後16週以内に、当該の子または小学校就学前の子の養育

**短期介護休暇**……年5日(被介護者が2人以上の場合10日)以内。日または時間

## 2. 非常勤講師

雇用期間6ヶ月を超えて勤務する場合に、週あたりの勤務日数に応じて以下の通り与えられます。

取得は勤務時間の長短にかかわらず、1日単位です。

**非常勤講師の年休 ～初年度～**

1週間あたりの勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
年次有給休暇の日数	10日	7日	5日	3日	1日

※雇用期間が6ヶ月を超えない非常勤講師が、契約更新によって、6月を超えることとなった場合は、6月を超えて雇用されることが確定した時点で付与されます。

※1年以上継続勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で、前の1年間の全勤務日の8割以上勤務した場合、2年目以降、継続勤務年数と週あたりの勤務日数に応じて下表の通り付与されます。

1週間あたりの勤務日数	継続勤務年数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	7日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※年休の繰り越し 年休計算は会計年度ごとに行い、その年度、取らなかった日数については、勤務校が変更されない場合においてのみ次年度に繰り越すことができます。



臨時的任用職員の母性保護の諸権利は、基本的に正規職員と同じ内容です。

生理休暇……1回につき2日。

### 産前・産後休暇

通算16週間(産前8週。産後8週)。育児休業は認められていません。

### 妊娠中の体育実技軽減

妊娠判明時から産前休暇取得前までの必要な期間

### 妊娠中の養護教諭の負担軽減

妊娠判明時から産前休暇取得前までの必要な期間

### 妊娠中の通勤緩和

1日1時間以内の勤務時間の繰り上げ、繰り下げができます。

### ※任用期間中の産休取得が可能に

(任用期間をまたいで可)(2011.12月～)



### 通院のための休暇

妊娠23週までは 4週間に1回

妊娠24週から満35週 2週間に1回

妊娠36週から出産 1週間に1回

出産後1年以内 1回

いずれも医師の指示があればその回数。

1回につき1日以内

## 大教組への加入を心から呼びかけます

大阪には、期限付講師など臨時的任用職員、非常勤講師・職員など多数の臨時教職員が配置され、学校現場を支えてがんばっています。しかし賃金や労働条件などその待遇は低くおさえられ、採用選考においても講師経験が十分に考慮されていません。

臨時教職員の要求は切実で、組合にとって重要な課題となっています。要求を前に進めるためには、組合の力を大きくすることがどうしても必要です。

ご一緒に力を合わせましょう。

### 大阪教職員組合(大教組)

よくわからないことや困ったことがあれば気軽に相談ください。

TEL 06-6768-2330  
FAX 06-6768-2239  
Mail daikyoso@daikyoso.jp  
HP <http://www.daikyoso.jp>



### 加入方法

下の大教組加入届に必要事項を記入し、お近くの教職員組合(全教)や組合員に届けてください。または、下記住所まで郵送・FAXしてください。

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706 大阪教職員組合宛

切り取り線

### 大教組加入届

年 月 日

ふりがな 氏名	学校名	立
生年月日	年 月 日	学校(園)

私は大阪教職員組合に加入します。

ご記入いただいた個人情報は、組合からの連絡の他、全教共済、全教自動車保険のご案内のために利用することがあります。これ以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。